



2022年12月20日

各 位

会社名 富士急行株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀内 光一郎
(コード：9010、東証プライム市場)
問合せ先 取締役執行役員監査室長兼総務部長兼社長室担当兼人事部担当兼経営管理部担当兼コンプライアンス担当
雨宮 正雄
(TEL 0555-22-7113)

当社に対する訴訟（反訴）の判決に関するお知らせ

当社は、2021年7月21日付「当社に対する訴訟の提起（反訴）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、山梨県（以下「県」といいます。）に対して山中湖県有地に係る債務不存在等確認訴訟を提起し、その訴訟に対して県が当社に反訴として損害賠償等請求訴訟を提起しておりました。本日、甲府地方裁判所にて判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本判決の言渡しがあつた裁判所および年月日

- (1) 裁判所 甲府地方裁判所（令和3年（ワ）第238号損害賠償等請求反訴事件）
- (2) 判決日 2022年12月20日

2. 訴訟を提起した者

名称 山梨県
所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

3. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

当社は、山梨県南都留郡山中湖村他所在の山梨県有地（以下「本件土地」といいます。）につき、県より、昭和2年以降90年以上にわたり、連綿と賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」といいます。）を締結して借り受けた上で、別荘地開発等を行ってまいりました。本件賃貸借契約に関し、当社は、県自らが定めた手続に則って決定された賃料を受諾し、一定期間ごとに行われた改定にも応じ、これを支払ってまいりました。

ところが、県は、2020年8月以降、突如としてこれまでの主張を翻し、土地賃貸借契約が違法無効だなどと主張するに至りました。当社は、県の主張に対し、①過去の賃料は、県自らが定めた手続に則り、適正な手続に基づいて定められてきたものであり、過去の賃料が低額で、差額につき当社に対する損害賠償請求権若しくは不当利得返還請求権が存在するとの県の主張には根拠がないものとして、債務不存在確認請求訴訟を、②賃貸借契約は適正な手続に則って連綿と締結されてきたものであって、当社は本件土地に賃借権を有するものとして、賃借権確認請求訴訟を、それぞれ2021年3月1日、県に対し、提起いたしました。

これに対し、2021年7月9日、県は、これらの訴訟に関連し、当社が県に損害を与えているものとして、反訴を提起したものです。

4. 判決の概要

本件請求をいずれも棄却する。
訴訟費用は山梨県の負担とする。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、本件訴訟の当初より、本件土地に係る賃貸借契約の賃料は適正なものであり、また、その決定手続についても県のルールに従って公正なプロセスを経ている旨主張してまいりました。今回の判決は、このような当社の主張を踏まえたものであり、当然の結果であると認識しております。

一方、県は、これまで自らが決定した賃料を当社に請求していたという従前の経緯を顧みることなく、本件訴訟においては、従前の賃料が適正な対価と比較して著しく低廉であるため賃貸借契約が違法無効であり、当社が県に対して差額分を支払う債務を負う旨の主張をしていました。

本来地域経済の活性化を担う地元企業を支援すべき立場にある県が、自ら決定した賃料を過去に遡って覆す主張をすることは、今後の地元企業、ひいては県民の活動に大きな懸念を抱かせるものであります。

県においては本件訴訟に至る一連の経緯を検証し、本件土地に係る当社の賃借権について本判決の内容に沿った対応をしていただきたいと考えております。さらに、本件土地に係る当社の賃借権の存在が公正な裁判で明らかになった今こそ、地元企業及び県民の上記の懸念を払拭すべく、県が現在貸し付けている全ての県の今後の賃料の算定方法にあたって、本判決の内容を尊重して頂きたいと考えております。

なお、本件訴訟に関して、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上